

I 果樹共済の概要

1 共済事業

(1) 収穫共済

果実の減収又は品質の低下による損害を対象として補償

(2) 樹体共済

樹体の損害を対象として補償

2 共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、
パインアップル

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平の総称。

3 共済事故

(1) 収穫共済

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（果実の減収又は品質の低下を伴うものに限る。）

(2) 樹体共済

同上（果樹の枯死、流失、滅失、埋没又は損傷を伴うものに限る。）

4 加入資格

類区分（品種、栽培方法等に応じた区分）ごとの栽培面積（うんしゅうみかん及びぶどうのプラスチックハウスは2倍換算）が組合等が定める面積（5～30 a の範囲内で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

5 引受方式

(1) 収穫共済

全相殺方式	
減収方式	農業者ごとに、収穫量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
品質方式	農業者ごとに、品質を加味した収穫量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
半相殺方式	
減収総合一般方式	農業者ごとに、被害樹園地の減収量の合計が支払開始損害割合（3割、4割又は5割）を超えた場合に、共済金を支払い
減収総合短縮方式	減収総合一般方式の共済責任期間が短縮されたもの
地域インデックス方式	農業者ごとに、統計データによる収穫量が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
災害収入共済方式	農業者ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額が補償割合（8割、7割又は6割）を下回った場合に、共済金を支払い

- ※ 1. 支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。
- 2. 全相殺方式については、令和5年産から白色申告用に記帳した帳簿により収穫量を把握する方法を追加する予定。
- 3. 樹園地方式及び特定危険方式については、令和3年産で廃止。

(2) 樹体共済

損害額が、10万円又は共済価額の1割のいずれかを超えた場合に、共済金を支払い

- ※ 共済価額とは、樹体の資産価値であり、組合等が設定。

6 共済責任期間

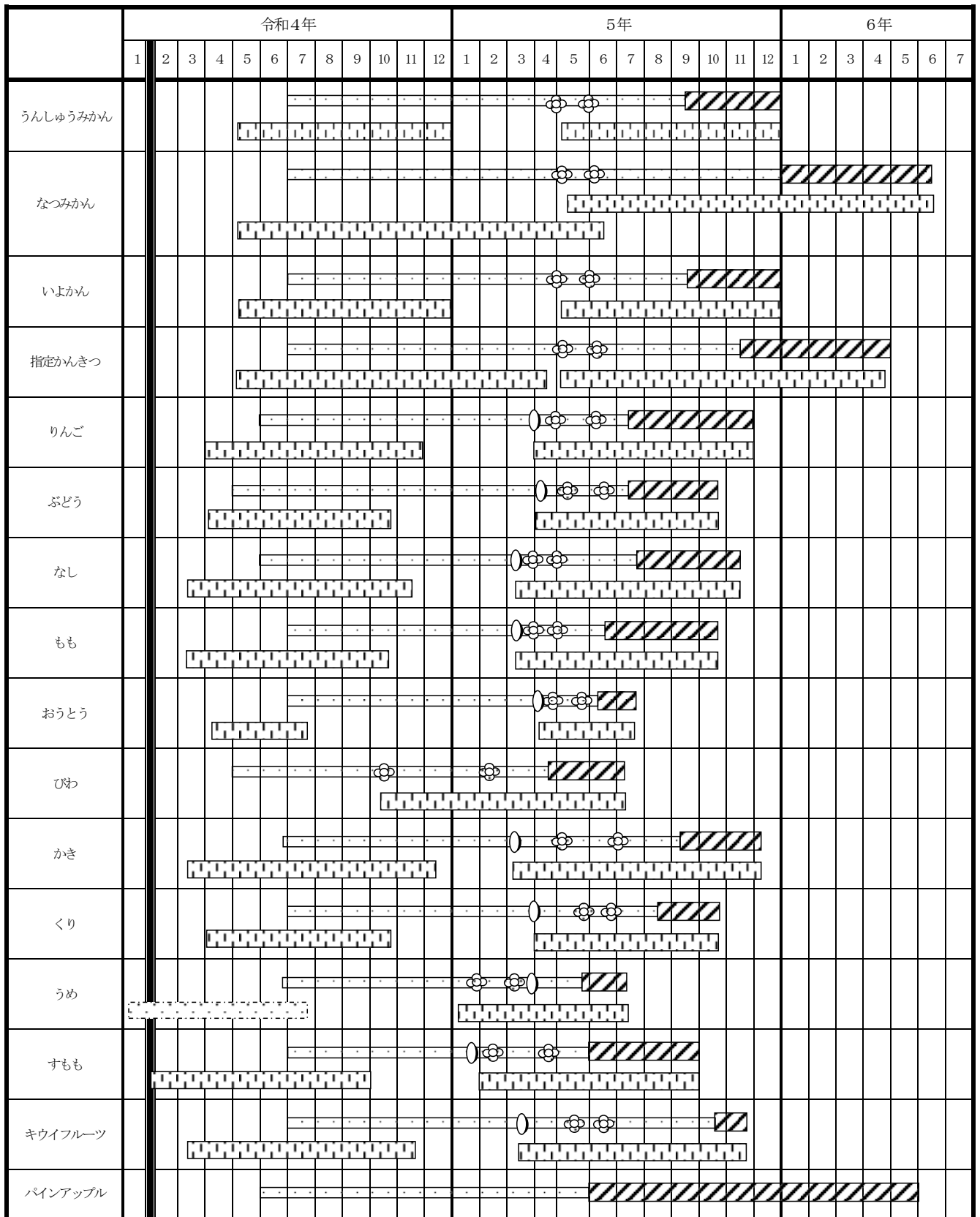
(1) 収穫共済

原則として花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫までの期間（おおむね1年半程度）（短縮方式は、発芽期又は開花期から収穫までの期間）

(2) 樹体共済

組合等が定める日から1年間

(参考) 共済責任期間 (例)



○ ……発芽期 ⊗ ⊗ ……開花期 ▨ ……収穫期
 □□□□ ……短縮方式

適用開始

7 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

(1) 収穫共済

① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式

標準収穫金額の4割から最高補償額の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{標準収穫金額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{標準収穫金額} \times 7 \text{割} \quad (6 \text{割} \cdot 5 \text{割})$$

〔 地域インデックス方式は9割 (8割・7割) 〕

② 災害収入共済方式

基準生産金額の4割から8割 (7割・6割) (最高補償額) の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{基準生産金額} \times 8 \text{割} \quad (7 \text{割} \cdot 6 \text{割})$$

※1. 標準収穫金額とは、組合等が農業者又は樹園地ごとに設定する平年的な収穫金額。

2. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

(2) 樹体共済

共済価額の4割から8割の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{共済価額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

8 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※1. 共済掛金には、50%の国庫負担がある。
- 2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。
- 3. りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう及びかきについて、農林水産大臣が定める防災施設を設置している場合は、防災施設の種類ごとの割引率により、共済掛金率が割り引かれる。

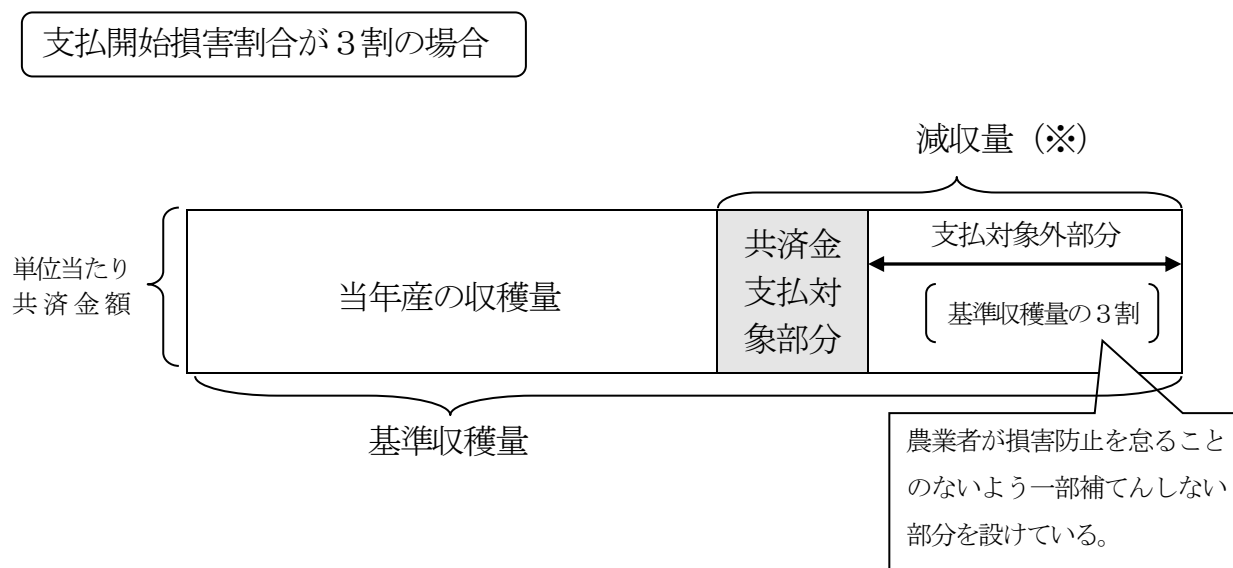
9 共済金

(1) 収穫共済

① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式

減収量から支払対象外部分（基準収穫量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金を支払い

※ 基準収穫量とは、組合等が農業者又は樹園地ごとに設定する平年収穫量。



※ 地域インデックス方式では、統計単収から減収量を算定。

② 災害収入共済方式

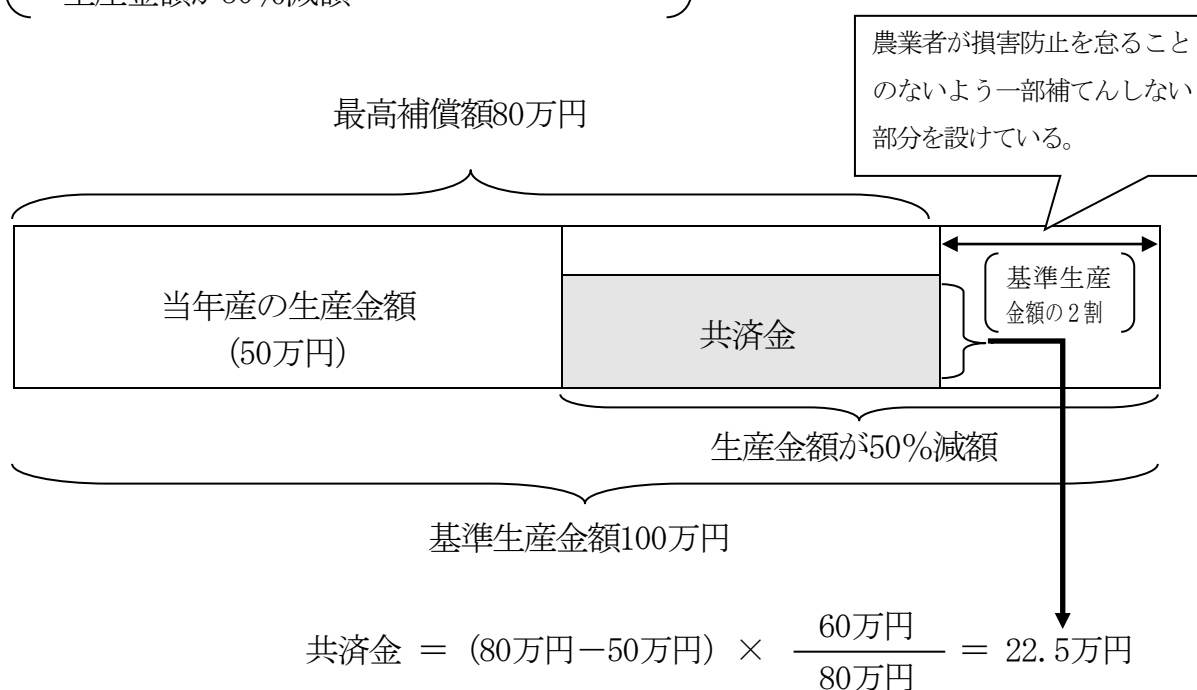
次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

※ 最高補償額 = 基準生産金額 × 補償割合

補償割合が8割の場合

- 最高補償額80万円（基準生産金額100万円）
 - 共済金額60万円（農業者が選択）
 - 生産金額が50%減額
- の場合



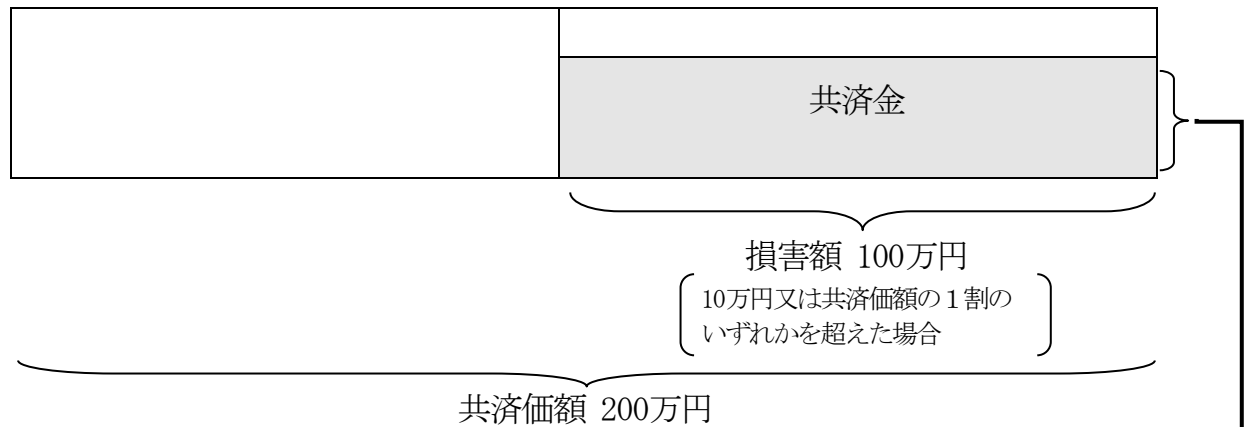
(2) 樹体共済

次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ が 8 割の場合

- 共済価額200万円
 - 共済金額160万円 (農業者が選択)
 - 損害額100万円
- の場合



$$\text{共済金} = 100\text{万円} \times \frac{160\text{万円}}{200\text{万円}} = 80\text{万円}$$

10 事業実績（令和2年産（度））

（単位：戸、円、ha）

	加入戸数	共済掛金 (農業者負担額)	加入面積	1戸当たり (a)	共済掛金 (農業者負担額)
		1戸当たり			10a当たり
果樹共済合計	42,546	65,403	24,276	92	15,190
収穫共済合計	40,759	33,523	23,671	58	5,772
主な品目	うんしゅうみかん	5,780	5,435	94	5,058
	りんご	11,295	8,592	76	4,001
	ぶどう	4,117	1,314	32	5,810
	なし	4,749	1,974	42	8,312
	もも	2,694	835	31	6,180
樹体共済合計	1,787	31,880	605	34	9,417
主な品目	うんしゅうみかん	170	74	43	646
	りんご	205	88	43	6,532
	ぶどう	119	39	33	5,396
	なし	391	150	38	6,819
	もも	87	25	29	13,161

（単位：戸、円、ha）

	被害戸数	共済金	被害面積	1戸当たり (a)	共済金
		1戸当たり			10a当たり
果樹共済合計	8,425	832,183	3,821	91	183,678
収穫共済合計	8,060	368,871	3,656	45	81,316
主な品目	うんしゅうみかん	1,160	510	44	44,598
	りんご	457	179	39	38,005
	ぶどう	1,124	344	31	129,256
	なし	1,659	675	41	124,119
	もも	855	257	30	92,222
樹体共済合計	365	463,312	165	45	102,362
主な品目	うんしゅうみかん	15	8	51	84,515
	りんご	39	22	57	23,211
	ぶどう	19	14	73	27,397
	なし	66	39	59	60,451
	もも	28	9	33	47,128

（単位：億円）

	総共済金額	共済掛金		共済金	
		農業者負担額	再保険金	再保険金	再保険金
果樹共済合計	731	28	14	31	15
収穫共済合計	649	27	14	30	
主な品目	うんしゅうみかん	118	5	3	2
	りんご	238	7	3	1
	ぶどう	63	2	1	4
	なし	85	3	2	8
	もも	26	1	1	2
樹体共済合計	82	1	1	2	
主な品目	うんしゅうみかん	4	0.01	0.005	0.1
	りんご	8	0.1	0.1	0.1
	ぶどう	5	0.04	0.02	0.04
	なし	26	0.2	0.1	0.2
	もも	2	0.1	0.03	0.04

※ 共済金及び再保険金は速報値（令和3年8月現在）である。

Ⅱ 畑作物共済の概要

1 共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

2 共済事故

① 農作物

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

② 蚕繭

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び獣害

3 加入資格

農作物の類区分（品種、栽培方法等に応じた区分）ごとの栽培面積が組合等が定める面積（5～30 a（北海道は30a～1 ha）の範囲内で定める。）以上又は蚕繭の類区分ごとの掃立量が組合等が定める箱数（0.25～2箱の範囲内で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

4 引受方式

全相殺方式	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	農業者ごとに、収穫（繭）量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割（ばれいしょ、大豆、てん菜は1割、2割又は3割））を超えて減少した場合に、共済金を支払い
半相殺方式	大豆、小豆、いんげん、茶	農業者ごとに、被害耕地の減収量の合計が支払開始損害割合（3割、4割又は5割（大豆は2割、3割又は4割））を超えた場合に、共済金を支払い
地域インデックス方式	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ	農業者ごとに、統計単位地域ごとの統計データによる収穫量が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
災害収入共済方式	茶	農業者ごとに、減収があり、生産金額が補償割合（8割、7割又は6割）を下回った場合に共済金を支払い

- ※1 支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。
- 2 全相殺方式については、令和4年産から白色申告用に記帳した帳簿により収穫量を把握する方法を追加する予定。
- 3 一筆方式は令和3年産までで廃止。

5 共済責任期間

① 農作物

原則として発芽期（移植の場合は移植期）から収穫するに至るまでの期間

② 蚕繭

桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域における春蚕繭につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については農林水産大臣の定めた日）から収繭するに至るまでの期間

(参考) 共済責任期間（令和4年産の例）

	令和3年			4年												5年						
	7	～	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
ばれいしょ	春植え		(北海道)																			
	秋植え		(九州)																			
			(都府県)																			
大豆																						
大豆																						
小豆																						
いんげん																						
てん菜																						
さとうきび	夏植え		株出し																			
	春植え																					
茶（一番茶）																						
そば	夏そば		(北海道)																			
	秋そば		(都府県)																			
スイートコーン																						
たまねぎ	(春植え)		(北海道)																			
かぼちゃ																						
ホップ																						
	春蚕繭		発芽期前																			
	初秋蚕繭		発芽期																			
	晩秋蚕繭																					

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、引受方式ごとに次式により設定

① 全相殺方式

$$\text{農業者ごと 基準収穫（繭）量の8割（※）} \times \text{単位(kg)あたり共済金額}$$
$$\left(\begin{array}{l} \text{(7割・6割)} \\ \text{支払開始損害割合2割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の8割} \\ \text{(3割・4割)} \qquad \qquad \qquad \text{(7割・6割)} \end{array} \right)$$

※ ばれいしょ、大豆及びてん菜は基準収穫量の9割（8割・7割）

② 半相殺方式

$$\text{農業者ごと 基準収穫量の7割（※）} \times \text{単位(kg)あたり共済金額}$$
$$\left(\begin{array}{l} \text{(6割・5割)} \\ \text{支払開始損害割合3割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の7割} \\ \text{(4割・5割)} \qquad \qquad \qquad \text{(6割・5割)} \end{array} \right)$$

※ 大豆は基準収穫量の8割（7割・6割）

③ 地域インデックス方式

$$\text{農業者ごと 基準収穫量の9割} \times \text{単位(kg)あたり共済金額}$$
$$\left(\begin{array}{l} \text{(8割・7割)} \\ \text{支払開始損害割合1割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の9割} \\ \text{(2割・3割)} \qquad \qquad \qquad \text{(8割・7割)} \end{array} \right)$$

④ 災害収入共済方式

基準生産金額の4割から8割（7割・6割）（最高補償額）の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{基準生産金額} \times 8 \text{割} \quad (\text{7割・6割})$$

- ※1. 基準収穫（繭）量とは、組合等が農業者又は耕地ごとに設定する平年収穫（繭）量。
- 2. 単位あたり共済金額は、農林水産大臣が定める金額のうちから農業者が選択。
- 3. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

7 共済掛金

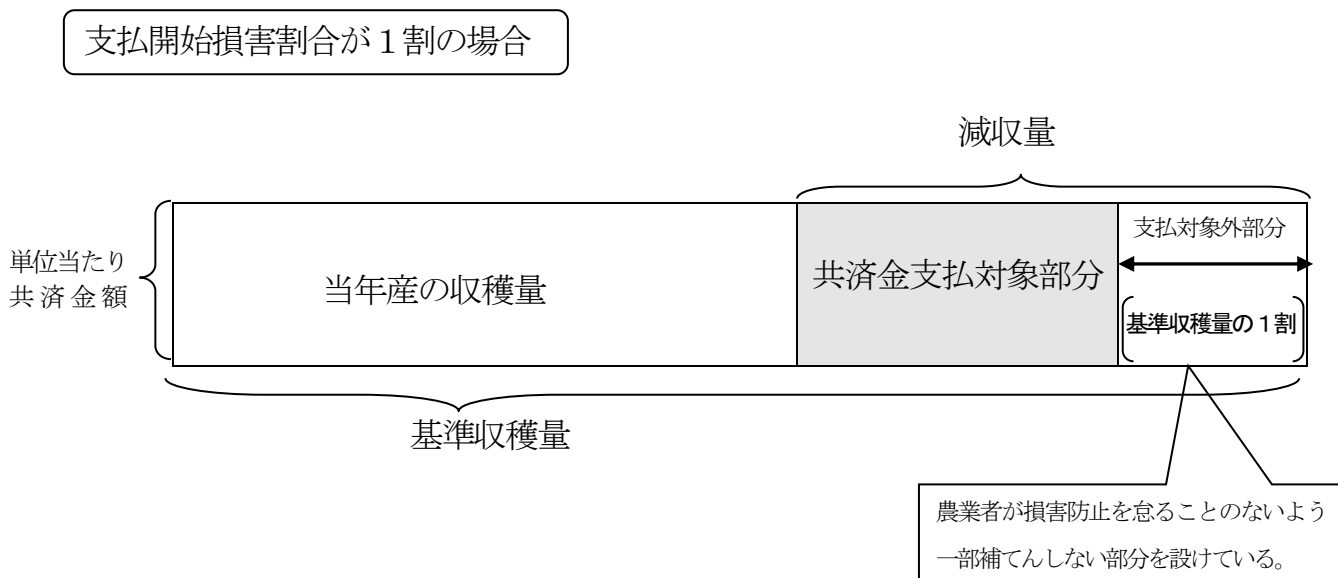
$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※1. 共済掛金には、農作物については55%、蚕繭については50%の国庫負担がある。
- 2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

8 共済金

① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式

減収量から支払対象外部分（基準収穫（繭）量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金を支払い



- ※ 地域インデックス方式では、統計単収から減収量を算定。

② 災害収入共済方式

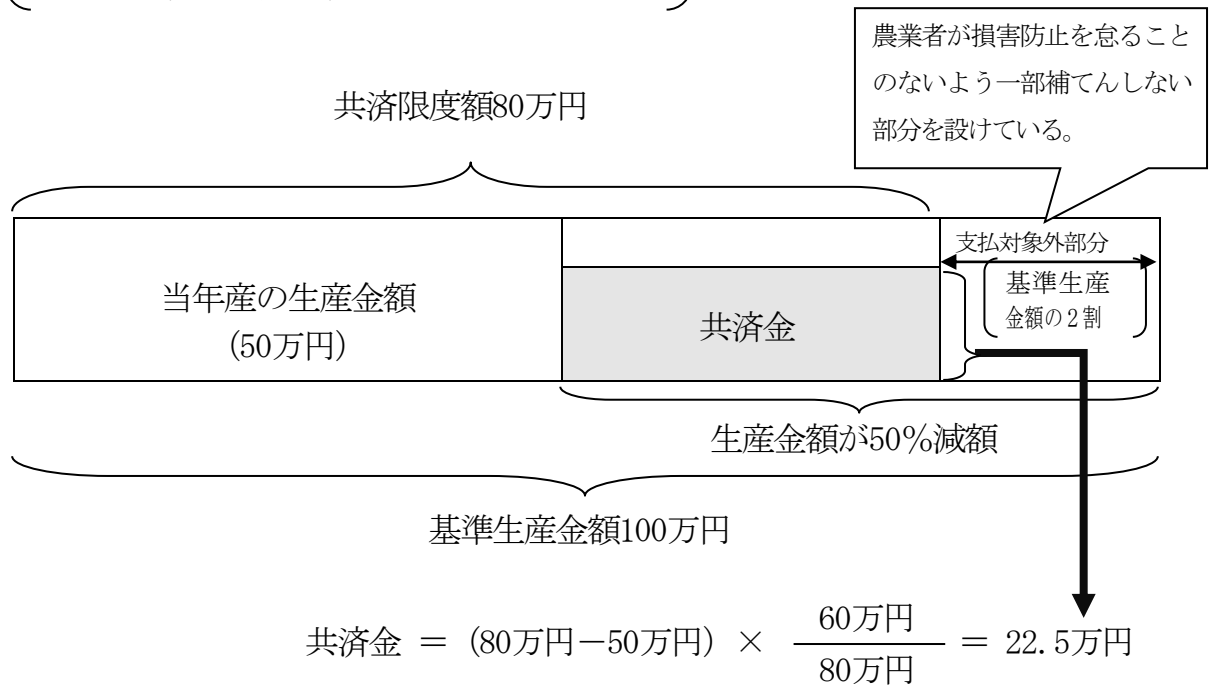
次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} - \text{当年産の生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

※ 最高補償額 = 基準生産額 × 補償割合

補償割合が8割の場合

- ・ 最高補償額80万円 (基準生産金額100万円)
 - ・ 共済金額60万円 (農業者が選択)
 - ・ 生産金額が50%減額
- の場合



9 事業実績（令和2年産）

（単位：戸、円、ha(箱)）

	加入戸数	共済掛金	加入面積	1戸当たり	共済掛金
		(農業者負担額) 1戸当たり			(農業者負担額) 10a(1箱)当たり
畑作物共済合計	56,047	86,265	254,410	4.5	1,900
主な品目	ばれいしょ	5,240	40,531	7.7	1,631
	大豆	22,789	90,150	4.0	1,751
	てん菜	6,022	51,961	8.6	1,949
	さとうきび	7,485	9,476	1.3	2,392
	茶	366	257	0.7	2,196
	そば	3,585	18,615	5.2	904
	蚕繭	117	1,158	9.9	338

（単位：戸、円、ha(箱)）

	被害戸数	共済金	被害面積	1戸当たり	共済金
		1戸当たり			10a(1箱)当たり
畑作物共済合計	15,981	370,871	60,624	3.8	9,774
主な品目	ばれいしょ	1,677	9,790	5.8	10,070
	大豆	10,093	35,903	3.6	9,155
	てん菜	561	4,297	7.7	6,796
	さとうきび	821	753	0.9	12,093
	茶	174	133	0.8	26,398
	そば	851	3,729	4.4	5,443
	蚕繭	16	69	4.3	17,112

（単位：億円）

	総共済金額	共済掛金	農業者負担額	共済金	再保険金
畑作物共済合計	1,897	107	48	59	10
主な品目	ばれいしょ	415	7	10	
	大豆	409	16	33	
	てん菜	523	10	3	
	さとうきび	85	2	1	
	茶	3	0.1	0.3	
	そば	35	2	2	
	蚕繭	1	0.004	0.01	

※ 共済金は速報値（令和2年9月現在）である。